

新会計基準解説

改正企業会計基準適用指針第31号 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 の概要

前企業会計基準委員会 専門研究員 **山田哲也**

I はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2021年6月17日に、改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という。）を公表¹

した。本稿では、本適用指針の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、企業会計基準委員会の見解を示すものではないことを、あらかじめ申し添える。

II 本適用指針公表の経緯

2019年7月4日に、金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みとして、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）等を公表した。その際、併せて公表した企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」において、投資信託の時価の算定に関しては、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとしていた。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第132項及び第308項）の時価の注記についても、一定の検討を要するため、上記の投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとしていた。

これらの経緯を踏まえ、投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いについて審議を行ったうえ、2021年1月18日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、ASBJに寄せられたコメントを検討し、本適用指針を公表するに至っている。

¹ 本適用指針の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asbj.or.jp/jp/accounting_standards/implementation_guidance/y2021/2021-0617.html）を参照のこと。